

金 沢 日 曜 野 球 連 盟 規 約

(名 称)

第 1 条 本連盟は、金沢日曜野球連盟(KANAZAWA SUNDAY BASEBALL ASSOCIATION=KSBA) と称する。

(本 部)

第 2 条 本連盟の本部は、金沢市内に置く。

(目 的)

第 3 条 本連盟は、軟式野球を通じ加盟チームの交流、親睦をはかり、心身の健全な鍛練を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成する為、下記の事業を行う。

- (1) 金沢日曜野球連盟大会の主催
- (2) 軟式野球の普及、向上に関する指導研究
- (3) 広報機関との連絡、連繫
- (4) 機関誌とその他必要な刊行物の発行
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

(試合期間)

第 5 条 本連盟の試合期間は、毎年度春季より秋季までの各日曜日、祭日及び本連盟の定める日に行うものとする。

(構成及び機関)

第 6 条 本連盟は、総会の承認を得た登録チームにより複数のリーグを構成し、次の各機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 各リーグ運営委員会

(役 員)

第 7 条 本連盟は次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 名誉会長 | (11) 会計理事 |
| (2) 会 長 | (12) 審判理事 |
| (3) 副 会 長 | (13) 記録理事 |
| (4) 顧 問 | (14) 登録理事 |
| (5) 相 談 役 | (15) 環境衛生理事 |
| (6) 理 事 長 | (16) 懲罰理事 |
| (7) 副理事長 | (17) 理 事 |
| (8) 専務理事 | (18) 監 査 役 |

- (9) 総務理事
- 09) 各リーグ統轄理事
- 00) 運営理事

(総会)

第 8 条 総会は、本連盟の最高議決機関とし、登録された各チームの代表者で構成され、1 チーム
1 議決権とする。

(1) 総会は次の事項を議決する。

- ア. 毎年度事業報告及び会計報告
- イ. 毎年度事業計画及び収支予算の設定または変更
- ウ. 理事長、副理事長の選任及び理事の承認
- エ. 加入、脱退及び登録
- オ. 規約の変更
- カ. その他必要と認めた事項

(2) 理事は、総会で選任された理事長、副理事長が協議指名し、総会の承認を受けることを要する。

(3) 理事長、副理事長は、本連盟外より理事若干名を選任することができる。

(4) 定時総会及び臨時総会は、理事長が招集し、定時総会は毎年1月に開催する。

(5) 臨時総会は、登録チームの3分の1以上の要請があり、理事会が必要と認めるとき開くことができる。

(6) 総会は、代表者の3分の2以上の出席及び委任状がなければ開会できない。

(7) 総会は、出席代表者の2分の1以上をもって議決する。ただし規約の改廃は3分の2以上を要する。

(8) 理事、各リーグ統轄理事及び委員長の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(理事長等の職務)

第 9 条 理事長は、本連盟を代表し、その業務を統轄する。

- 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(理事長及び副理事長の任期)

第 10 条 理事長及び副理事長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、理事長の就任最長期間は4期8年とする。

(理事会)

第 11 条 理事会は、本連盟の執行機関とし、以下の理事で構成する。

- (1) 総会で選任された理事長、副理事長及び承認された理事
- (2) 各リーグ統轄理事
- (3) 監査役

- 2. 理事会は、理事長が統轄し、必要に応じ開会し、主要事項を審議決定する。

3. 理事長は、理事会運営のため専門部会を設置することができる。
4. 副理事長は、理事長が統轄できない場合は代理で行うことができる。
5. 理事会は、議事を記録する為、議事録を作成しなければならない。

(リーグ運営委員会)

第 12 条 リーグ運営委員会は、本連盟の連絡機関とし各リーグに設置する。

各チームは、運営委員1名を選出しリーグ運営委員会を構成する。

2. 各チームの選出する運営委員は、代表権を持つ者とする。
3. 各リーグ運営委員会は、下記の理事と委員を置く。
 - (1) 統轄理事 1名
 - (2) 委員長(会計兼任) 1名
 - (3) 記録委員 1名
 - (4) 用具委員 1名
 - (5) 審判委員 3名
4. 統轄理事は、理事会の一員たる権限を有し、委員長事故のある場合は代理権限を有する。
5. 各リーグ運営委員会は、必要に応じ委員長が招集、開会することができる。

(細 則)

第 13 条 理事会は、下記の細則を定める。

- (1) 登録規則
- (2) 試合規則
- (3) 審判規則
- (4) 罰 則
- (5) 表彰規則

(登 録)

第 14 条 本連盟の登録は、毎年度定時総会において承認されたチームが資格を有する。

2. 登録は理事会が定める登録規則により行う。
3. 登録後の各チーム登録選手は、登録チーム以外に出場できない。ただし連盟が認める出場はこの限りではない。

(新規加入)

第 15 条 本連盟は、新規加入チームがある場合は、理事会が定める登録規則に従い申請を受け総会 の承認を必要とする。

(脱 退)

第 16 条 本連盟は、登録チームの脱退がある場合は、理事会が定める登録規則に従い申請を受け理事会の承認を必要とする。

(除 名)

第 17 条 理事会は、本連盟の事業を妨げ、あるいは利益を毀損する行為をなしたる時、または本規約に規定する義務を怠った時は除名することができる。

(会 計)

第 18 条 本連盟は、次の収入により賄う。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 新規加盟料 | (5) 記念準備金 |
| (2) 連盟会費 | (6) 事業収入 |
| (3) 保証金 | (7) 寄附金 |
| (4) 登録料 | (8) その他の収入 |

2. 前項金額及び納入方法は、理事会の定める登録規則とする。

3. 本連盟に納入された金額は、一切返還しないものとする。ただし脱退する場合は、保証金の残額を会計年度末に返還する。

4. 会計年度末に剰余金がある時は翌年に繰越しする。

5. 本連盟の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月31日までとする。

(傷害保険制度)

第 19 条 本連盟は、傷害事故発生に備え、傷害保険制度を設けることができる。

(改廃)

第 20 条 本連盟規約の改廃は、総会の決議による。